

○木材産業等高度化推進資金

制度名		貸付対象事業(資金)	貸付対象者	貸付限度	その他貸付条件	
事業経営改善計画に基づく資金	事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	立木、素材、製材等購入代金、素材生産及び加工を行うのに必要な資金	森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会、森林所有者数人共同の事業体、知事の認定した単独事業体、	1億円 (特認2～5億円) 資金又は年平均取扱量による。	〔短期資金〕取扱量等により貸付利率 年1.30, 1.50, 1.60% 〔長期資金〕取扱量等により(据置期間1年以内)貸付利率 年1.00, 1.20, 1.30% ※機関保証付きは全ての年利率から0.4%低減、以下全ての資金に適用
		新規需要創出資金	木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産に必要な資金	市場開設者資金、木材製造業者等	1億円	〔短期資金〕貸付利率 年1.30% 〔長期資金〕(据置期間1年以内)貸付利率 年1.00%
構造改善計画に基づく資金	構造改善合理化資金	木材高度加工資金	木材の加工に必要な資金、JAS製品、乾燥材等の高度加工に必要な資金	森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会、森林所有者、素材生産業者、木材製造業者等の者で川上と川下の契約、協定等に基づき事業を実施する場合	1億円	〔短期資金〕貸付利率 年1.30% 〔長期資金〕(据置期間1年以内)貸付利率 年1.00%
		原木確保協定促進資金	立木又は素材の引取り及び木材の加工を行うのに必要な資金	立木又は素材の供給を受ける事業体(知事の定める事業体に限る)	3億円 (特認4億円)	〔短期資金〕木安法に基づく認定により貸付利率 年1.30, 1.50% 〔長期資金〕(据置期間1年以内)貸付利率 年1.00, 1.20%
林業づくりに 経営改善計画に	林業経営改善資金	造林に必要な作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費等	林業経営改善計画の認定を受けた者 (森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林所有者等)	5千万円 (特認1億5千万円)	〔短期資金〕貸付利率 年1.60% 〔長期資金〕(据置期間1年以内)貸付利率 年1.30%	
		伐採・造林一貫作業推進資金	素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な資金		1億円 (特認2億円)	〔短期資金〕貸付利率 選定経営体 年1.30% 上記以外 年1.50% 〔長期資金〕(据置期間1年以内)貸付利率 選定経営体 年1.00% 上記以外 年1.20%

※貸付期間は 短期資金1年以内、長期資金5年以内で、償還方法は取扱金融機関の定めによる。